

災害時情報連絡体制の市町村調査内容について

1 調査の目的

- 手話言語・障害者コミュニケーション条例では、普及啓発のほか、災害その他非常事態の連絡体制の整備も主要な取組としている。
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法においても、防災等に関する情報を障害者が迅速かつ確実に取得できるための体制整備等に必要な施策を講ずるものとしている。
- このため、県内各市町村の災害時情報連絡体制等を調査し、調査結果を市町村にフィードバックして情報共有を図るとともに、調査結果を踏まえて、今後の取組の検討を促していく。

2 今年度の調査項目

県防災安全局災害対策課が県内各市町村へ調査する災害情報伝達手段の整備状況の一覧を基に調査表を作成し、障害のある方への配慮について確認する（昨年度と同様の手法。調査票は別添のとおり）。

①調査表【その1】（市町村防災行政無線等（同報系システム）について）

○災害対策課調査項目 **昨年度と同様**

- ・市町村防災行政無線等（同報系システム）の整備状況
（市町村防災行政無線（同報系）、MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、コミュニティFM放送（自動起動対応）、280MHz 同報無線システム、V-Low マルチメディア放送、IP 告知システム、有線放送）

○障害福祉課調査項目（障害のある方への配慮） **昨年度と同様**

- ・屋外拡声装置（屋外スピーカー）への文字表示版及びパトライトの整備状況
- ・屋内受信機（防災ラジオ）への文字表示版及び着信表示灯の有無
- ・屋内受信機（防災ラジオ）配布時の障害者支援の有無
※有の場合は、障害者支援の内容（例：障害者のいる世帯には無償で全戸配布、要配慮者名簿登録者に無償配布、など）、支援対象世帯数、支援対象世帯への配布数及び配布率を記載。
- ・公共施設における配慮状況の有無
※有の場合は、配慮の内容（文化センターの会議室にパトライトを設置している、福祉センターのロビーに文字表示板を設置している、など）を記載。

②調査表【その2】（その他の手段について）

○災害対策課調査項目 **昨年度と同様**

- ・市町村防災行政無線等（同報系システム）以外のその他の手段の整備状況（コミュニティFM放送（自動起動対応除く）、有線放送、CATV放送、緊急速報メール、登録制メール、自治体の防災アプリ、SNS（ツイッター、FBなど）、Wifi Hotspot、デジタルサイネージ、ホームページ、広報車、館内・校内放送、その他）

○障害福祉課調査項目（障害のある方への配慮）

- ・メール以外による伝達サービス（電話・FAX）
- ・自治体の防災アプリへの音声読み上げ機能、ウェブアクセシビリティへの配慮、ひらがな表示機能、やさしい日本語表示機能の整備状況
- ・ホームページへの音声読み上げ機能、ウェブアクセシビリティへの配慮、ひらがな表示機能、やさしい日本語表示機能の整備状況、災害情報・防災情報の検索にかかる工夫の有無
- ・上記以外の災害情報伝達手段について障害のある方への配慮の取組について（記述式）
- ・避難所における災害情報伝達手段について障害のある方への配慮の取組について（記述式。昨年度追加項目）
→今年度は、記載例に「障害者支援用バンダナの配布」を追加

3 今後のスケジュール

- 2024年10月 市町村調査を実施
- 2024年12月 専門部会において調査結果を報告
- 2025年1～2月 調査結果を各市町村へフィードバック